

入札説明書・同添付資料の修正(新旧対照表)

平成22年1月29日に公表し、3月8日及び3月19日に修正した「静止地球環境観測衛星の運用等事業」の入札説明書・同添付資料を、次のとおり修正する。

通番	資料名	頁数	行数	項目名	修正前(1/29公表、3/8修正公表、3/19修正公表)	修正後(4月19日公表)
37	(資料-1)事業契約書(案)	16	9	第2章_第36条_第3項	<p>(中断による措置) 第36条(略) 3 第1項に定める一時中止が「発注者」の責めに帰すべき事由による場合に、「事業者」に発生する合理的な増加費用については、「発注者」がこれを負担する。ただし、「事業者」は当該費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに、対応策について「発注者」と協議しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(中断による措置) 第36条(略) 3 第1項に定める一時中止が「発注者」の責めに帰すべき事由(「本事業衛星」の打ち上げを実施する者及び「本衛星製造業者」の責めに帰すべき事由を含む。)による場合に、「事業者」に発生する合理的な増加費用については、「発注者」がこれを負担する。ただし、「事業者」は当該費用の増加が最小限となる対応策を検討し、「発注者」に通知するとともに、対応策について「発注者」と協議しなければならない。</p> <p>(略)</p>
38	(資料-1)事業契約書(案)	18	1	第3章_第1節_第41条_第4項	<p>(事業用地の確保等) 第41条(略) 4 「民有地」である「事業用地」について、「事業者」は、その責任により、「設計図書」の完成までに当該「事業用地」の使用権原(第三者に対抗できるものに限る。以下同じ。)を確保し、かつ、「事業期間」中、当該「事業用地」の使用権原を確保しなければならない。「事業者」は、「設計図書」の完成までに当該「事業用地」の使用権原を確保できなかった場合には、「発注者」の提案する「国有地」の使用貸借その他の「事業用地」の確保の方法に関して、「発注者」との間で協議するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(事業用地の確保等) 第41条(略) 4 「民有地」である「事業用地」について、「事業者」は、その責任により、「設計図書」の完成までに当該「事業用地」の使用権原(第三者に対抗できるものその他「入札説明書等」に含まれるものに限る。以下同じ。)を確保し、かつ、「事業期間」中、当該「事業用地」の使用権原を確保しなければならない。「事業者」は、「設計図書」の完成までに当該「事業用地」の使用権原を確保できなかった場合には、「発注者」の提案する「国有地」の使用貸借その他の「事業用地」の確保の方法に関して、「発注者」との間で協議するものとする。</p> <p>(略)</p>
39	(資料-1)事業契約書(案)	31	1	第6章_第1節_第71条_第1項_第13号	<p>(発注者の解除権) 第74条(略) 十三 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約に違反し、又は本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。</p> <p>(略)</p>	<p>(発注者の解除権) 第74条(略) 十三 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約上の「事業者」の重大な義務を履行しないとき。</p> <p>(略)</p>
40	(資料-3)様式集及び記載要領	45-48	-	様式番号D-2-1添付①~④	(1/29付公表資料)	(4/19付公表資料に全部差替)
41	(資料-4)サービス対価の算定及び支払方法	3	1	1_表1_⑨	<p>(略)</p> <p>⑨その他の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPCの管理費 ・SPCの税引前利益(略) 	<p>(略)</p> <p>⑨その他の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ア その他の費用 イ その他の費用に係る消費税等 ・SPCの管理費 ・SPCの税引前利益(略) ・消費税及び地方消費税
42	(資料-4)サービス対価の算定及び支払方法	5	29	2_(4)	<p>(4)その他の費用</p> <p>その他の費用は、事業期間中、本事業を実施するために事業者が必要とする管理費及び税引前利益に相当する額とする。</p>	<p>(4)その他の費用</p> <p>その他の費用は、事業期間中、本事業を実施するために事業者が必要とする管理費及び税引前利益に相当する額並びに消費税等を含む。</p>